

県本部各部課長
殿下
県下各警察署長

共	00	00	10	40	3年	
宮本教	第	2	1	6	号	
宮本監	第	2	5	1	号	
令和	4	年	3	月	8	日
宮城県警察	本	部	長			

リカバリー教養の充実に向けた取組の推進について（通達）

リカバリー教養は、これまで「リカバリー教養の充実に向けた取組の推進について（通達）」（令和元年5月9日付け宮本教第530号、宮本監第572号）により推進してきたところであるが、これまでの取組を継続的に推進するとともに、下記の事項に留意し、リカバリー教養の充実に向けた取組を推進されたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 リカバリー教養の意義

業務上等の失敗への対処法は、職員一人一人が十分に理解していれば、失敗によって生じる問題を最小限にとどめることができる一方、これが適切に行われずに誤った対処がなされた場合には、非違事案に発展する場合もある。これを踏まえ、業務上又は私行上の失敗に対する適切な対処法を理解させる教養（リカバリー教養）を推進し、非違事案の防止を図るとともに、失敗に適切に対処できる人材の育成、職員が失敗を恐れず前向きに職務に取り組める職場環境の構築を図るものである。

2 リカバリー教養の対象者

リカバリー教養は、失敗及びその対処に関する経験・知識が乏しく、対処に不慣れな若手職員及び誤った経験則・知識に基づいて対処する可能性や、いわゆる慣れにより適切な対処を怠る可能性が考えられる中高年等のベテラン職員を重点対象とするが、指導者たる幹部職員も含めた全職員に浸透を図ること。

3 幹部職員の役割

幹部職員は、無^む謬^{びゅう}性^{せい}に固執して失敗させないための教養にとどまることなく、失敗は起こり得るという前提に立ち、リカバリー教養を行うことの重要性・必要性を十分に理解すること。

また、失敗した職員を単に叱責することは、当該職員を萎縮させ失敗の隠蔽を誘発するだけとなるおそれがあることを認識し、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、部下職員の指導に当たっては、当該失敗の問題点や適切な対処方法を教示するなど、失敗後の適切な対処につながる指導となるよう努めること。

4 失敗対処の原則とリカバリー教養の関係

失敗対処の原則は、失敗の内容にかかわらず、失敗した旨を上司に直ちに報告し、その指示を受けて対処することである。

しかし、全国警察において、捜査書類の押印・指印忘れ、拾得物の権利確認忘れ

等通常の警察業務を行う上で惹起しがちな失敗であっても、叱責等を恐れてその旨を報告できず、隠蔽又は不適切な処置をし、非違事案に発展した事例は少なくない。

したがって、失敗に対して適切に対処するため、失敗の内容によっては、担当者において適切な措置を講じた後に、対処状況を上司に速やかに報告すればよい場合もあることを始め、失敗にはそれぞれ適切な対処法があると理解させることが重要である。

また、たとえ失敗しても、その失敗の原因が過失によるもので、失敗対処の原則に従って上司に直ちに報告し、指示を受けるなどして適切な措置が講じられた場合には、原則として処分されることはないことについて認識させることが重要である。

5 実施に当たっての留意事項

(1) 工夫を凝らした教養の推進

リカバリー教養の実施に当たっては、単に対処方法を一般的・抽象的及び一方的に教示するのではなく、リカバリー教養の対象となった職員の業務内容等の特性に応じて起こりやすい失敗を具体的にイメージさせるとともに、当該失敗への誤った対処事例を示してその問題点等を考えさせるなど、工夫を凝らした教養を行うこと。

(2) 対象者ごとの教養上の留意点

ア 若手職員に対する教養

実務経験の浅い若手職員は、実務上の失敗経験が少なく失敗そのものをイメージしにくいことから、実際に起こりやすい失敗例を示した上で対処方法を具体的に教示するなど、実際に失敗した際、適切に対処できるような効果的な教養を行うこと。

イ 中高年等のベテラン職員に対する教養

中高年等のベテラン職員に対しては、誤った経験則・知識に基づき失敗に対処しようとすることを防ぐため、ベテラン職員がとりやすい誤った対処方法を具体的に示して誤りを認識させた上で、正しい対処方法を教示すること。

(3) 学校教養における教養の実施

採用時教養や昇任時教養における学校教養において、書類作成訓練を始めとした授業等でリカバリー教養を行うこと。

その際、具体的な事例を示し、対処方法を説明するなど創意工夫を凝らした教養を実施すること。

(4) 幹部の指導力の向上

教養効果を上げるためには、指導に当たる警部、警部補等の指導力の向上が不可欠であることから、職場教養における研修等を通じ、リカバリー教養の重要性を理解させるとともに、指導力の向上に努めること。

(5) 「リカバリーハンドブック」等教養資料の活用

リカバリー教養の実施に当たっては、宮城県警WANシステム電子掲示板（イントラネット）の「教養資料掲示板」に掲示している執務資料「リカバリー・ハ

ンドブック」や各部門で作成・発行している執務資料を有効に活用すること。

(6) 教養資料の継続的な見直し

(5)の教養資料については、掲載すべき教訓事例や失敗への対処方法が常に最新のものとなるよう、関係課等が連携し、平素から継続的に見直しを行うこと。

(7) 教養実施状況の検証

警務部教養課及び監察課は、各所属への巡回・業務指導を通じてリカバリー教養の実施状況や効果等の検証を行い、その結果をその後の教養に反映させること。

また、各所属長は、リカバリー教養の実施結果について、有効な事項を認めた場合は、実施の都度警務部教養課長を経由して報告すること。

担当：警務部教養課教養企画係
警務部監察課監察第一係